

●第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画に掲げた目標を達成するため、県は計画を総合的に推進する体制を整備しその充実に努めるとともに、計画の推進主体として位置づけられる住民、事業者や市町村との連携と協力のもとに計画を的確に推進します。

(1) 県における推進体制

本計画に基づく環境保全施策を効果的に推進するため、三重県環境保全推進委員会において、関係部局等相互の緊密な連携と調整を行い、施策を総合的、計画的に推進します。この三重県環境保全推進委員会においては、ISO 14001 マネジメントシステムやグリーン購入の推進などに関する事項のほか、県が行う大規模な開発事業等に対する環境調整システムによる調整など、消費者及び事業者としての県の取組を推進します。

また、本計画に基づく主要施策を着実に進めるため、概ね4年間を計画期間とする中期的な推進計画（アクションプラン）を策定します。

(2) 各主体との連携

本計画を推進するためには、住民、事業者、行政の各主体が共通の認識のもとで、それぞれの役割を果たしながら、お互いの連携と協働による取組を進める必要があります。

このため、住民や事業者に対しては、本計画の周知や環境に関する情報の提供、自主的な環境保全活動への支援を行います。

また、市町村に対しては、環境に関する情報の提供や連絡協議の場を通じた意見交換等により、県と市町村あるいは市町村相互の連携を強化するとともに、本計画に沿って行われる市町村の施策を支援することにより、環境保全施策の一層の推進を図ります。

さらに、広域的な問題に対しては、国や他の地方自治体との緊密な連携を図るとともに、地球環境問題のような国を越えた環境問題については、世界の国や地域、自治体との連携を進めます。

2 計画の進行管理

本計画の目標の達成に向けた諸施策の着実な実施と計画期間内の諸情勢の変化に柔軟に対応するため、計画の的確な進行管理を行います。

(1) 数値目標による進行管理

主要施策の実施状況を確認するため、第3章に掲げた施策分野ごとの数値目標の項目

について、毎年度の進捗状況を把握します。

また、推進計画（アクションプラン）においては、中期的な計画期間内に実施する施策の数値目標を設け、それぞれの施策の実施状況を把握し、評価していきます。

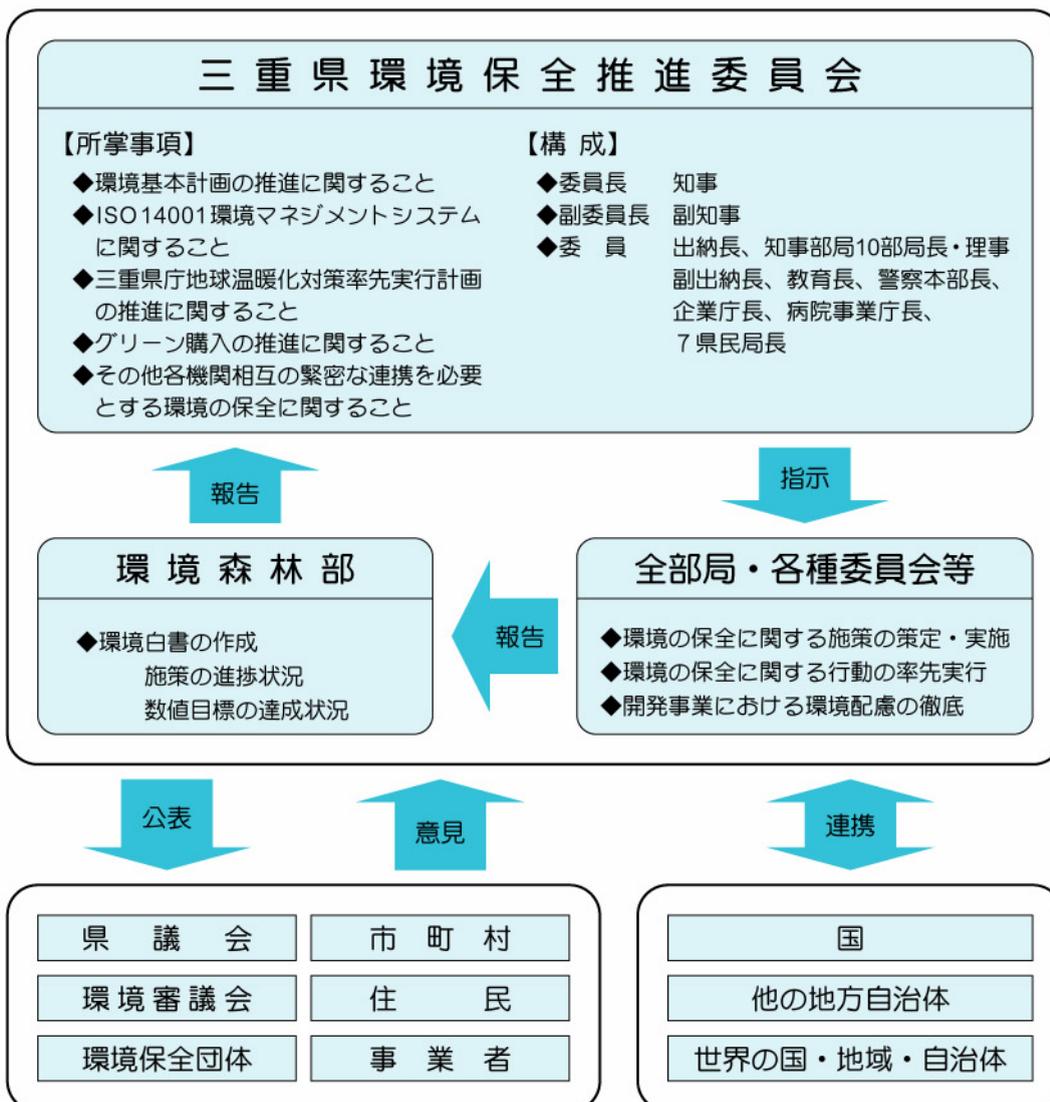
（2）年次報告・公表と県民意見の反映

本計画に掲げた数値目標の達成状況や各種施策の実施状況等を、毎年度、環境白書としてとりまとめ、三重県議会、三重県環境審議会に報告するとともに、市町村等の関係行政機関や「環境創造活動を進める三重県民の会」などに送付し、意見や提言を求めます。

また、県民に対しては、環境白書を県内の図書館に配付し、閲覧に供するとともに、インターネットのホームページ「三重の環境」に環境白書の内容を掲載することにより、県民の参加による計画の総合的な推進を図ります。

以上による計画の推進体制と進行管理の体系は、図5-1のとおりです。

図5-1 計画の推進体制と進行管理の体系



3 財政上の措置

本計画に掲げられた環境保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

4 計画の見直し

本計画は、平成22(2010)年度を目標年度として策定するものですが、この間の社会情勢の変化や環境に関する科学的知見等の集積に応じて、必要に応じ計画の見直しを行います。